

# 鳥獣被害対策調査特別委員会報告書

鳥獣被害対策調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、鳥獣被害対策に関する諸施策について調査・検討するため、令和5年12月19日に設置され、付議事件「鳥獣被害対策に関する諸施策について」を受け、「鳥獣被害に関する諸課題について」を調査項目とした。

調査項目について、県関係部局から県施策の概要及び県内の現状を聴取するとともに、宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場及び一般社団法人宮城県猟友会から参考人を招致して意見を聴取し、さらに、県内の実情を把握するため、宮城県クレー射撃場及び大崎市ジビエ食肉処理加工等施設の取組について調査を実施したほか、他県の事例を参考にするため、岐阜県、岐阜県野生動物管理推進センター、株式会社キサラエフアールカンパニーズ、株式会社イーグレット・オフィス及び滋賀県の取組について調査を実施した。

その概要は、次のとおりである。

## 1 現状と課題

### (1) 野生鳥獣による被害の現状について

#### イ 鳥獣被害について

本県の野生鳥獣による農作物被害額は、平成26年度の2億994万円をピークとして、平成27年度は1億3870万円と減少したものの、その後は増減を繰り返しており、令和5年度6月速報値では1億3209万円となっている。ピーク時からは減少しているものの、東日本大震災以前の平成21年度と比較すると、被害額は多い。

令和5年度の被害額を鳥獣の種類別で見ると、特にイノシシによる被害が約5割を占めており、発生地域は27市町村に上る。次いでシカによる被害が約1.5割を占め、発生地域は8市町に上る。このほか、獣類ではハクビシン、サル、クマ、鳥類ではカラス、カモ、サギ等による被害が発生している。クマに至っては、本県における令和5年度の見撃情報が1,357件と過去2番目に多く、全国各地においても被害が増加している。このため、国では新たにクマを「指定管理鳥獣」に指定し、県等が講ずる対策に交付金を支給することとなった。本県においても有効な対策を検討していく必要がある。

なお、令和5年度の被害額について、作物別で見ると、稲が約5割、野菜が約2.5割を占めている。

鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地及び離農の増加を招き、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。対策を行うに当たっては、地域が主体となって取り組むことが重要であり、集落単位で対策を行うことが肝要であることから、規模の大小にかかわらず各集落において取り組むことができる効果的な被害軽減措置が求められる。

カワウに関して、東日本大震災により海岸林が消失したことに伴い、カワウが内陸部に移動し、県内各河川において内水面水産資源の被害が拡大している。令和4年度名取川水系における被害額はアユが約2830万円、サケ稚魚が約34万円と推計されている。生息状況については、令和2年度春期において1,011羽だったものが、令和4年度春期において2,485羽と倍増しており、そのうち約1,000羽が被害を与えるものと推定されている（個体数調査は春、夏及び冬の3回行われる。）。

カワウは、魚食性があるとともに、移動能力にも優れており、都道府県の境界を越えて移動することから、広域的な対応が求められるとともに、更なる被害拡大に備え、あらかじめ対策を講ずる必要がある。

#### ロ 狩猟者の育成・確保について

狩猟者人口は、高齢化及び時代の変遷による趣味嗜好の変化から、昭和後期をピークに大きく減少して

いる。鳥獣被害対策は、鳥獣の捕獲、侵入防止対策及び生息環境管理の3本柱を基本として取り組むものであることから、狩猟者の育成・確保は喫緊の課題である。

イノシシ、ニホンジカ等の捕獲は、主にわなで行い、スラッグ弾（散弾銃）で止め刺しをしている。また、一部地域においては、猟犬を使った巻狩り等により、300メートルを超える射程距離で大口径ライフル銃が使用されているが、県内では、300メートルを超える距離でライフル射撃訓練を行える施設がなく、隣県の施設を利用せざるを得ない状況である。捕獲従事者の技能向上のためにも、県内にライフル射撃場の施設整備を行うことが求められる。

#### ハ ジビエ利活用について

原子力災害対策特別措置法に基づき、現在、本県を含む10県において、野生鳥獣肉の出荷制限等が指示されている。本県においては、イノシシ肉及びシカ肉について、全頭検査及び安全確認スキームを構築した食肉処理加工施設で出荷可能とする「一部解除」が措置されている。また、イノシシ肉については、放射性物質検査における全頭検査と併せて、豚熱の感染拡大防止を目的とした防疫措置としての全頭検査も行われている。

捕獲した野生鳥獣をジビエとして利活用することは、農山村の所得向上や地域振興の観点から期待されているが、推進に当たって出荷制限等が課題となっている。また、捕獲した野生鳥獣の受入から出荷までの円滑な体制の構築及びその周知並びに受入施設の拡充及び整備も必要であり、宮城県においても県民や家畜事業者の理解の下、取組を支援していくことが求められる。

## 2 参考人からの意見聴取

(1) 宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場 場長 小野寺 毅氏

副主任研究員 森山 祥太氏

宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場（以下「内水面水産試験場」という。）では、「宮城県カワウ適正管理指針」に基づき、駆除されたカワウの胃内容物を解析し、カワウによる内水面漁業の被害実態について調査している。

小野寺氏らは、カワウの被害実態について、次のとおり述べた。

イ カワウについて

カワウは魚食性があり、1羽1日当たり約500グラム採食すると推定されており、移動能力が高く、一部の地域で駆除しても、他の地域からの移入により個体数が回復する。

東北全県のカワウの生息地について、環境省が令和4年に行ったアンケート調査によると、東北地方には42か所のコロニー（繁殖する場）及びねぐら（集団で夜を過ごす場）が確認されており、特に宮城県松島湾周辺では、600羽を超える大規模コロニーの存在が2つ判明している。

本県のカワウの個体数は、全国や東北の動向と同様に、特に春期及び夏期において、増加傾向となる。

ロ 捕獲について

カワウの捕獲に関しては、令和4年度に316羽を駆除したが、捕獲に際して、カワウのコロニー内で銃器捕獲を行うと、コロニーを危険と認識し放棄するとともに、近隣に新しいコロニーを作り、逆に個体数が増加することが確認されている。そのため、被害を最小限に抑えるために、対策しやすい場所にカワウを集約する個体群管理を行いながら、捕獲を実施していくことが重要である。

ハ 取組について

令和3年3月に宮城県カワウ対策協議会が設立され、令和3年4月に、「宮城県カワウ適正管理指針」が策定された。当指針の中で、カワウ管理のための取組として、内水面水産試験場で胃内容物調査を実施す

ることが役割として定められた。また、水産庁長官通知（平成25年5月14日付け25水推第132号）に基づき、被害額算定も行っており、内水面水産漁業の被害額は、名取川水系でアユ及びサケ稚魚ともに増加傾向にある。

なお、令和6年4月に「カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―」が策定され、当指針において、カワウ管理の目標として、被害を与えるカワウ個体数を令和5年度の現状値約1,000羽（春期）から、10年後までには、500羽以下（春期）にすることが定められている。

## ニ 課題と今後について

被害額推定の課題として、現在、漁業協同組合で実施されているカワウの捕獲は、銃器捕獲と釣針での生け捕りに分けられるが、釣針捕獲は胃内容物の吐き戻し及び消化が進むなどして被害の状況が把握できない。これまで、銃器捕獲後、速やかに回収ができる広瀬名取川漁業協同組合で被害状況の把握を行っているが、その他の地域は被害額の推定ができていないという現状にある。そのため、令和6年度は、被害額推定の手法として、水産庁のカワウ対策マニュアルで紹介されているカワウ糞DNA分析から、食害魚種を特定するという技術を活用し、内水面水産試験場が県内4か所程度でこの技術を用いたDNA解析を行い、また、それに伴う効果の確認及び本技術の普及も計画しているところである。本技術を用いれば、月ごとにねぐらの糞の採取をすることで、県内の被害実態の推定が可能となる。

カワウの糞DNA分析から食害魚種を特定する技術が今後普及していけば、地域ごとに、いつ、どの魚種が、どの程度カワウの被害を受けているのか、具体的に把握することが可能となるため、その場所に合った効果的な対策の検討が可能となる。宮城県内水面漁業協同組合連合会では、組合員の高齢化や予算が十分ではないことなど課題も少なくないが、これらの技術の普及により、漁業被害の軽減と適切なカワウ個体群の管理を目指していきたいと考えているとのことであった。

- (2) 一般社団法人宮城県猟友会 会長 生駒 純一氏  
副会長 穴戸 修氏  
副会長 遠藤 哲朗氏  
認定事業管理責任者 山形 勇彦氏  
認定事業推進委員会副委員長 大宮 喜久江氏

生駒氏らは、一般社団法人宮城県猟友会（以下「猟友会」という。）の取組について、次のとおり述べた。

イ 猟友会について

猟友会は、昭和41年8月に設立され、宮城県内に21支部ある。「網」、「わな」、「第一種」及び「第二種」の各種狩猟免許を合わせた構成員数は、昭和57年度の8,755人をピークに、平成25年度には1,459人まで減少したが、令和5年度には1,836人となっている。

ロ 猟友会の取組について

主な実施事業は、①狩猟事故・違反防止対策に関する事業、②野生鳥獣の保護増殖に関する事業、③有害鳥獣捕獲対策に関する事業、④狩猟に関する各種講習会の開催等指導教育に関する事業、⑤狩猟技術及び射撃技能の向上に関する事業の5つである。また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2に定める認定鳥獣捕獲等事業者であり、有害鳥獣捕獲以外にも、環境省所管の事業を行っている。あわせて、平成18年度から宮城県クレー射撃場の指定管理者となっている。

狩猟者確保対策としては、①猟友会主催の「初心者講習会」における勧誘、②「新人ハンター養成講座」における勧誘、③新米ハンターレベルアップ講座、④インターネット（ブログ）での呼びかけを行っている。

安全教育等としては、①安全狩猟・事故防止研修会の開催、②有害鳥獣捕獲特別研修会の開催、③有害

鳥獣捕獲隊研修の開催、④認定事業従事者講習会の開催、⑤射撃指導員による通年指導、⑥猟友会講師会による安全狩猟の啓蒙を行っている。

ニホンジカ、イノシシ等の生息数の増加により、農林業被害や人的被害、生活環境の悪化等、中山間地等を中心に被害が深刻化している中、猟友会は、被害防止対策として行政が行う有害鳥獣捕獲及び個体数調整を全面的に担っている。

新規狩猟者は、狩猟者確保対策に係る様々な取組及び農林業被害の増加と相まって、若い農業者が自らわな免許を取得する事例が増加し、平成26年度から徐々に増加傾向に転じた。しかし、特に第一種銃猟構成員については、射撃を始める際に過大な費用を要するとともに、警察への手続等の手間がかかることに加え、景気の動向、若者人口の減少、高齢化等の影響にも大きく左右される。そのため、各種事業を通じて、育成・確保に取り組んでいきたい。

#### ハ 要望について

要望として、捕獲従事者の確保については、猟友会の取組だけでは困難な面があり、捕獲に際して、従事者は多大な手間とコストを負担しながら行政の活動に協力していることから、捕獲予算単価増額及び捕獲した鳥獣の処分負担軽減を県・市町村に取り計らっていただきたい。また、捕獲した獲物のほとんどは、自治体所有地で埋設又は焼却施設で処理しているが、埋設費用の発生及び焼却施設の場合は、解体・小分けなどの作業及び搬入に当たっての時間制限や予約が必要になることもある。そのため、新たな焼却施設の建設、現有施設の利用制限解除及び指定管理鳥獣捕獲による獲物受入施設の拡大について、市町村に指導をお願いしたい。

#### ニ ジビエ利用について

ジビエ利用について、捕獲従事者は捕獲事業を優先しており、ジビエとしての活用にまで手が回らない

という実状にある。

#### ホ 大口径ライフル射撃場整備について

大口径ライフル射撃場整備について、宮城県クレー射撃場に県の施設として併設整備する場合、公安委員会の基準を満たす設備は、20億円を超える建設費が見込まれるため、南陽市赤湯射撃研修センター（山形県南陽市）の協議会方式での整備を検討し、当該方式により整備する基本方針等を決定した。建設費負担、農林水産省の助成金、協議会の立上等の具体的な整備に向けては、県等と意見交換を重ねているとのことであった。

#### ニ 課題について

課題としては、農林水産省と環境省の事業制度の違いにより対応が異なることである。各制度によって、対象鳥獣、実施時期、実施区域、実施主体、必要な手続等が異なるため、捕獲従事者側の制度理解が進んでいない。そのため、一般社団法人大日本猟友会において一本化しようとする動きはあるが、それぞれの省で温度差もあり、未だ事業の統一は果たされていないとのことであった。

### 3 県内調査

#### (1) 宮城県クレー射撃場（村田町）

宮城県クレー射撃場（以下「クレー射撃場」という。）は、トラップ射場、スキート射場（ラビット併用）及びトラップ・スキート併用射場がある。平成18年4月1日から猟友会が指定管理者となっている。

過去5年間の利用状況は、令和元年度の4,900人（うち猟友会会員3,247人）から令和5年度には5,469人（うち猟友会会員3,134人）に増加した。これは大会誘致等を行った指定管理者の努力によるものである。

クレー射撃場は、野生鳥獣に関する正しい知識と狩猟技術を効果的に習得できる場として、毎年度多く

の猟友会会員が利用しており、狩猟者の資質及び技能の向上につながっている。

今後の課題としては、収支改善及び施設老朽化への対応があり、収支改善については、誘客推進の継続、支出内容の分析等を踏まえた収支見直し及び物価高騰を反映した料金改定や利用状況による営業時間の見直しを行うことを検討しているとのことであった。また、施設老朽化への対応については、今年で開場から25年を迎え、施設の維持・改善のため、修繕計画を立てて対応するとのことであった。

猟友会から有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の訓練施設として、クレー射撃場へのライフル射撃場併設を県主導で行うよう意見・要望があり、これまでに意見交換会や利用者動向調査、他県施設の現地調査等を実施してきた。

現在、猟友会からは、南陽市赤湯射撃研修センター方式（協議会方式）による整備を参考にして、ライフル射撃場の設置・運営主体、場所、施設規模、設備、費用負担等の考えをまとめた「ライフル射撃場整備に向けた基本方針」が示されている。宮城県としては、施設の必要性は理解しており、猟友会から示された基本方針を基に、運営に係る収支見込も見据え、射撃場の規模・構造等の詳細を県と猟友会とで協力して、検討していく必要があると考えているとの説明があった。

## （2）大崎市ジビエ食肉処理加工等施設（大崎市）

大崎市ジビエ食肉処理加工等施設は、ジビエ食肉処理加工施設と有害鳥獣減容化施設の2つで構成されている。ジビエ食肉処理加工施設は、ジビエハンター研修を受けた有害鳥獣被害対策実施隊が、ジビエ利用が可能な個体を搬入し、洗浄、皮はぎ、解体、熟成、精肉、冷凍保存及び商品出荷まで行うことができる施設となっている。衛生管理に関しては、全個体の豚熱遺伝子検査を行い、陰性の個体のみを利用していることと併せて、全個体の放射能検査も行い、検査結果上、問題のない個体のみを活用している。有害鳥獣減容化施設については、ジビエとして利用できない個体をおがくずの入った減容化処理装置に搬入し、

約60度でおがくずの常在菌により水と二酸化炭素に分解処理する。処理装置1基でイノシシ約50キログラムの個体6頭を概ね5日間で処理する。

なお、総事業費は約2億2600万円となっており、うち国の鳥獣被害防止総合対策交付金が約1億1570万円交付されている。

施設運営は、指定管理により合同会社ジビエの郷おおさきが行っている。

施設設置に至る経過として、令和2年度にイノシシ捕獲数が約700頭まで拡大したため、イノシシをジビエとして利用できる加工等施設整備を検討した。その結果、被害の多い岩出山地区の旧真山小学校校舎とグラウンドを利用することで、イノシシ加工施設としては東北初となる施設整備を行った。

今後の目標として、この新しい資源を様々な形で地域振興に活用していきたいと考えているとのことであった。

課題としては、環境省では、11月1日から2月末まで指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しているが、捕獲から処理に係る経費が含まれるため、1頭当たりの捕獲単価が農林水産省の有害鳥獣捕獲事業よりも高くなることから、当該時期はジビエ食肉処理加工施設に捕獲したイノシシを持って来てもらえないとの指摘があった。この課題を解決するためにも、県との協議を行うなど、何らかの支援を市としてできないか考えているとの説明があった。

## 4 県外調査

### (1) 岐阜県

岐阜県における令和4年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約2億660万円となっている。獣種別に見ると、イノシシ、シカ、サルの順に多く、上位3獣種で全体の約7割を占めている。農作物被害額の推移

を見ると、平成22年度に4億8336万円を記録したことから、平成23年1月に岐阜県鳥獣被害対策本部を設置し、段階的に被害額を減少させていった結果、令和4年度には平成22年度比で約43%被害額が減った。

岐阜県における鳥獣被害対策の取組としては、被害集落の実態調査と対策に向けた指導及びニホンジカの捕獲推進を行った。被害集落の実態調査と対策に向けた指導については、約1,800から2,400の集落を対象に、対策の取組状況に応じたレベルの確認を行った（「0」の対策未実施から「4」の自立まで分類）。調査結果から、レベル0の集落の全解消に向けた取組を行うことを最優先とし、鳥獣被害対策専門指導員の配置や集落に対する研修会の開催等を実施した。その結果、令和4年度には対策レベル3以上の集落が100%に至った。ニホンジカの捕獲推進に当たっては、わな捕獲技術向上のための研修会の開催、地域住民によるわな捕獲体制の構築、市町村職員等の銃免許取得による捕獲従事者の育成、ニホンジカの個体数調整捕獲の実施及び県主体による広域捕獲の実施といった捕獲対策を強化した。結果として、捕獲頭数は年々増加し、近年は2万頭前後で推移している。また、シカの被害額は平成25年度のピーク時から40%程度まで減少した。

今後の取組としては、岐阜県鳥獣被害対策本部の解散に伴う岐阜県鳥獣被害対策連絡会議の設置、ニホンザルの個体数調整捕獲事業の創設及び隣接県・市町村等と連携したニホンジカの捕獲対策を実施することであった。

他方、カワウ被害に関しては、漁業協同組合では上流から下流まで放流魚が食害されており、令和4年度の被害額は5232万7000円と推定されている。

カワウの分布域が拡大し、漁業被害が深刻化しているため、令和5年1月に岐阜県カワウ管理・被害対策指針を策定した。令和14年度までに夏期におけるカワウの生息数を半減させること（令和4年7月2,213羽から令和14年7月1,100羽）及びカワウによる漁業被害を減少させ、持続可能な水産漁業の振興を図る

ことを目標とし、各種対策を実施している。具体的にはカワウの生息羽数、飛来状況のモニタリング、大規模コロニーにおけるカワウの個体数管理、河川におけるカワウの追い払い・捕獲活動支援及びGPSロガー装着によるカワウ飛来動向調査といった新技術を活用した取組を行っている。

なお、当指針においては、毎年度、実施計画としてアクションプランを作成し、指針の有効性の検証と年度ごとの実績評価を行い、次年度に反映させることとしている。有効性の検証と年度ごとの実績評価に当たっては、設置した岐阜県カワウ管理・被害対策検討会にて、関係者から意見を集約しているとの説明があった。

## (2) 岐阜県野生動物管理推進センター（岐阜県岐阜市）

多くの自治体で野生動物管理に関する専門家の不在が顕在化しており、若手研究者及び専門的行政職員育成の観点から、平成24年に岐阜県から寄附を受け、岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センターに寄附研究部門を設置した。本取組に基づき、行政担当者2人、特任教員2人を配置し、オンザジョブトレーニングの場として、実務者や若手研究者の受入れを行っていたが、課題として、寄附講座等の特性から継続性がなかった。そのため、継続的に取組を行う観点から、令和4年4月から岐阜県と岐阜大学の共同運用体制により岐阜県野生動物管理推進センターを設置した。なお、当センターは岐阜県と共同運用のため、県から3000万円の負担金が措置されている。

岐阜県野生動物管理推進センターの取組として、県内100か所に設置した自動カメラにより、野生動物の定量的・長期的・網羅的なモニタリングを行っている。

なお、モニタリングは令和7年度まで継続して行う予定であり、本取組の中で実施するカメラの設置、改修、メンテナンス及びデータ分析は県からの負担金の中で実施している。モニタリングにより、県域スケールでの野生動物分布、撮影したものとの時間的・空間的動態を把握することで、どの地域に、どのよ

うな種が、どの程度分離していたか、さらには外来種がどれぐらいいるか、年変動がどうなっているかを把握している。また、収集したデータは対策優先地域の判断等に活用することも可能である。

担い手育成について、高等教育において野生動物管理を系統的に教える教育課程がないため、現在、野生動物管理に関するカリキュラムを作り、それを大学教育の中へ落とし込むことに取り組んでいるとのことであった。なお、担い手育成に当たっては、野生動物管理の専門家と捕獲の専門家を区別し、野生動物管理の専門家は指揮する者、捕獲の専門家は指揮に従う者ということを確認する必要がある。捕獲従事者を増やししながら、その中で、野生動物管理に関する専門家を育成していくことも考えていく必要がある、とのことであった。

### (3) 株式会社キサラエフアールカンパニーズ（岐阜県揖斐川町）

株式会社キサラエフアールカンパニーズでは、平成 25 年 11 月に、岐阜県において策定された「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に従い事業を行っている。

なお、事業を行うに当たっては、人材育成から始めた。その際、地域住民に対する県の補助事業等を活用することで、地域で 3 人のみであった狩猟者は 30 人まで増加した。

解体処理施設での受入頭数については、昨年 3 か月（12 月～2 月）で 660 頭となっている。

ジビエを利用した加工品を作る工場の設置費用は 1 億 4000 万円程度であり、補助金も活用している。

販売に際して、シカは、一頭 40 キログラムのものから食肉用に加工できるのが、12～13 キログラム程度である。加工前において、シカが一頭 40 キログラム、牛が一頭 500～600 キログラム、豚が一頭 120 キログラムのため、食肉加工する場合、通常シカは採算が採れない。そのため、当初、シカ肉 1 キログラム 2,000 円から 4,000 円の幅値を付けたところ、仲介業者等から否定的な意見もあった。しかし、価値は徐々に高まっており、昨年当社では在庫が不足した。そのため、価格も上げさせてもらっている。

シカ肉は天然の中で育った肉のため、力強く旨味があり、なおかつ少量しか取れない。そのため、フレンチやイタリアン等の腕のあるシェフによる活用希望を岐阜県に伝え、しっかりとしたブランドにする思いで取り組んできた。牛タンといえば仙台、新潟といえば米など、ブランド化されているものがあるが、シカといえば岐阜と言わせる思いで最初から取り組んでいるとのことであった。

#### (4) 株式会社イーグレット・オフィス（滋賀県米原市）

株式会社イーグレット・オフィスは、主として映像制作・観察会等、野生動物の世界を伝える取組及びイヌワシ、クマタカ等の希少種やカワウ、サル等の被害種との共存の提案の取組を行っている。イヌワシについては、希少種の生息地保全として巣の修理を行い、カワウについては、被害を起こす種として管理するが、どちらも「人と野生動物の共存」をゴールとしている。

カワウは日常生活において、半径 15 キロメートルを移動し、個体によっては半径 40 キロメートルを移動するものもいる。当社では、コロニー及びねぐらを拠点として調査をするが、そこに生息しているものがどこで被害をもたらしているのかをつかむことが重要と考えており、望遠鏡や無線機、GPS ロガーによる移動距離・範囲の追跡等を行い、被害対策を策定するためのリサーチを行っている。

人であれば話し合いができるが、動物は言葉が通じないため、野生動物の主張を聞くために調査・研究を行う必要がある。対策を考える上での基となり、実行、評価し、改善するためにも主張を聞く（調査・研究をする）ことが重要である。

カワウによる被害は、採食地における漁業被害（内水面）とコロニー及びねぐらにおける植生被害・生活被害の 2 つに分けられる。

捕獲については大きく分けて 2 つある。対処捕獲（採食地での捕獲）は、漁場や産卵場から追い払うための捕獲であり、捕獲数より捕獲頻度が重要となる、一方、予察捕獲（コロニーでの捕獲）は、個体数を

削減するための捕獲であり、成鳥の選択的捕獲及び捕獲圧の調整（分散防止）が必要となる。

なお、捕獲に関して、平成 20 年には、琵琶湖にある竹生島にカワウが 7 万羽以上おり、平成 21 年から当該島で大規模捕獲を行った。それまでは狩猟者がカワウの捕獲に従事していたが、当社ではカワウシャープシューティング（個体数削減効果の高い成鳥を選択的に捕獲するための戦略的かつ科学的な高効率捕獲法）を導入し、科学的・計画的な個体群管理の体制を敷いた。その結果、1 万羽以下まで個体数を調整することができた。

カワウ被害の原因として、魚の減少及びカワウの増加があり、漁業被害につながっている。目指すゴールに向けて、河川の再生及び漁業の振興が重要となる。

カワウ対策の仕組み・体制を構築するに当たっては、広域管理という考え方が肝要となる。竹生島で個体数を大きく減らしたときに、北陸の福井県や中部地方、関東においても減少した。そのような意味では、集まっているところで捕獲することは、広域の視点から見て重要と考えられるとの説明があった。

## （5）滋賀県

滋賀県では、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ、イノシシ及びツキノワグマについて、それぞれ特定鳥獣管理計画及び特定鳥獣保護計画を策定しており、当該計画に基づき、管理している。

また、シカ及びクマの造林木剥皮被害対策として、生分解性の荷物梱包用ポリエチレンテープを立木に巻き付けるテープ巻きを実施している。当該取組により、ニホンジカ、ツキノワグマ等による木の剥皮を防止するとともに、そのテープがきらめくため、動物にとっては嫌がる要因にもなるものと認識している。

令和 4 年度の野生鳥獣による農作物被害額は、5676 万円となっており、獣種別に見るとイノシシ、サル、シカの順となっている。イノシシ、ニホンザル及びニホンジカによる農作物被害金額の推移は、平成 22 年度の 4 億 3229 万円がピークであったが、豚熱等の影響もあり、令和 4 年度には 4407 万円まで減少させ

ることができた。

集落ぐるみによる獣害対策を推進しており、集落ぐるみの侵入防止柵設置、集落環境点検及び集落ぐるみの追い払いを行っている。侵入防止柵の総延長は令和4年時点において2,279キロメートルとなっており、被害を受けているところの多くは防止柵が設置されている。

なお、集落ぐるみによる被害対策実践集落数は令和2年時点において、554集落となっている。

集落環境点検について、捕獲及び柵の設置だけでなく、そもそもの被害原因を集落で把握してもらい、除去してもらうことが重要と考えている。そこで、平成30年3月に、滋賀県において発行した「獣害に強い集落環境点検実施の手引き」に集落環境点検の流れ等を記載し、点検を通じて、改善していくことを県として推進しているところであるとの説明があった。

## 5 総括・提言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は、「鳥獣被害に関する諸課題について」検討し、次のとおり取りまとめた。

### (1) 鳥獣被害防止・軽減措置の更なる推進

イ 県内集落の状況を把握する観点から、被害集落ごとに、被害の状況及び対策実施の状況を調査すること。

なお、将来的には各集落が自立して鳥獣被害対策を実施することが望ましいため、専門指導員による各集落への指導や県及び市町村主体の研修会等の開催を行うことで、集落自体のスキルアップを図ること。専門指導員については、県の常勤職員又は会計年度任用職員として任用した上で、各集落への指導等を行っていくことが望ましい。

ロ 集落ぐるみによる獣害対策について、集落によっては必ずしも取組に対する合意形成が図られないとこ

るもあるため、侵入防止柵の設置、集落の環境点検、追い払いといった獣害対策を集落ぐるみで行うことについて、その重要性及び有効性を啓発し、対策を推進すること。

なお、推進に当たっては、集落ぐるみによる獣害対策マニュアル等を作成するとともに、研修会の開催や支援策によるバックアップを行うこと。

あわせて、施設・設備等ハード面に対する補助に加えて、当該整備に対する人件費等ソフト面での対策・支援も行うこと。ソフト面での対策・支援を推進することにより、設備設置の加速化を図り、集落における被害軽減の向上につなげていくことが望ましい。

ハ 近年クマによる被害が各地において増大しており、国では新たにクマを「指定管理鳥獣」に指定し、県等が講ずる対策に交付金を支給することとなったことを踏まえて、本県においても、引き続き有識者を交えた検討を行い、情勢に合わせた管理計画の見直し及び対策の実施につなげること。

ニ 大学等の研究機関が持つ専門的知見を鳥獣被害対策に役立てるとともに、共同で対策に係る専門家の育成を図ることは、今後の対策を実施する観点からも重要であることから、大学等の研究機関との連携を推進すること。

ホ カワウ糞DNA分析等の技術を活用し、県内におけるカワウの被害実態及び被害額をより正確に把握することと併せて、当該調査分析結果から有効となる対策の検討を行うとともに、当対策の早期実施を図ること。また、カワウによる被害対策の実施に当たり、隣県との連携推進を図ること。あわせて、他県による先進事例を参照し、対策の構築に役立てるとともに、更なる被害拡大防止のため、先手管理を行うこと。

## (2) 狩猟者の育成・確保の拡充

イ 鳥獣管理に関する専門的知見を持つ者を育成することで、捕獲効率を上げることも肝要であり、実際に、専門的知見を持つ者が捕獲に従事し、捕獲効率が上がった事例もあることを踏まえて、既存の取組の更な

る拡充に加え、捕獲従事者の中から鳥獣管理に関する専門的知見を持つ者を育成すること。あわせて、鳥獣管理に関する専門的知見を持つ者を県職員又は県のアドバイザーとして採用し、育成支援を行うこと。

ロ 農林水産省の有害鳥獣捕獲と環境省の指定管理鳥獣捕獲の区分が捕獲従事者に正しく理解されるよう周知徹底するとともに、利用する事業の区分によって不利益が生じないよう国等と協議を行うこと。

なお、協議には時間を要することも想定されるため、現状を把握し、県としての支援・対策をあわせて検討すること。

ハ 捕獲従事者の費用負担軽減の観点から、捕獲予算の単価を増額するよう検討するとともに、国等と予算に関し協議を行うこと。あわせて、捕獲した鳥獣の処理負担軽減を図るため、焼却施設の増設等、処理環境の改善を図ること。

ニ 捕獲効率の向上及び捕獲従事者の技能向上のため、大口徑ライフル銃の射撃訓練が可能な射撃場の県内での整備について、目標年度を設定した上で、早期実現を図ること。

なお、検討に当たっては、需要動向を適切に把握し、最適な利用者数となるよう施設の規模等を設計するとともに、設置・運営主体については協議会方式を基本として関係機関と協議を行うこと。また、仙南地域全体を網羅する大口徑ライフル射撃場となることが想定されるため、広域連携等の観点から、市町村の関与方法を検討する際は、設置される自治体だけでなく隣接する自治体等も、その対象範囲に加えるよう検討すること。

### (3) ジビエ利活用の推進

イ 原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の出荷制限等の指示がジビエ利活用推進の障害要因の一つとなっている。そのため、ジビエ利活用を行う獣類の安全性を早期に示すためにも、検体調査を適切かつ確実に実施していくこと。

- ロ ジビエの更なる販路の拡大、ひいては従事者の所得の向上及び雇用の増加を図るため、ジビエを地域資源と位置付け、ジビエ事業の一層の支援及びブランド化に取り組むとともに、ジビエ処理加工施設等の拡充及び受入から出荷までの円滑な体制構築支援を推進すること。
- ハ ジビエを食肉用として提供するだけでなく、ペットフードへ利用する等、多様な活用の推進を図ること。

以上、これらの提言が今後の関係施策に十分反映されることを期待して、報告とする。

令和6年11月20日

宮城県議会鳥獣被害対策調査特別委員長 枡 和 也

宮城県議会議長 高 橋 伸 二 殿